

# 令和8年度 札幌市立幌東中学校 いじめ防止基本方針

## I. 本方針の基本的な考え方

- ①本方針は、いじめ問題の解決、早期発見、未然防止、事例発生時の速やかな対応の点で実効性のあるものでなければならない。
- ②教育課程に位置づけられる日常の活動全てにおいて、「いじめの未然防止の取組」が継続的に行われていなければならない。
- ③いじめは、いつ、誰にでも起こりうるということを前提に、未然防止につとめ、いじめの兆候を見逃さず、積極的に認知して対応する。
- ④いじめの疑いを把握した場合は、全教職員の共通理解のもと、組織的に対応し、被害生徒に寄り添うとともに、加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした指導を行う。

## II. 学校と生徒の実態

- 全校生徒 434人(1年5学級、2年4学級、3年4学級、特別支援2学級、計15学級)。校区内の小学校は4校(幌東小学校、東橋小学校、上白石小学校、一部豊平小学校)。生徒数は、今後は減少傾向になることが予想される。
- 都心と近い距離にありながら、古くからの素朴な伝統が残る地域でもある。三世代以上前から居住する世帯と、新しいマンションなどに入居し転入した新しい世帯が混在することも特徴のひとつである。
- 生徒は素直で、授業への参加態度は良好である。基本的な生活習慣の確立や集団の中で他を尊重し協調していく経験については決して十分とは言えず、中学校での集団生活の中でよい体験をたくさん積み重ねる必要がある。
- 近年、生徒指導案件の多くがSNSがらみの事案となっている。より一層アンテナを高くして日々の指導にあたる必要がある。
- いじめの認知件数 令和6年度:7件 令和7年度:3件

## III. 具体的ないじめ対策

### 1. いじめ対策の重点

- ①教育相談体制の充実
  - ・教育相談日、教育相談月間の設定や定期的なアンケートの活用
- ②常に教職員の見守る目がある
  - ・自習の振替、TTの活用、授業準備時間の生徒観察やコミュニケーションを兼ねた廊下・教室の巡回、授業の様子をお互いに見合う相互乗り入れ。いじめにつながる行為はその場ですぐ指導する。
- ③定期的な生活状況アンケートや、学力学習状況調査質問紙などの有効活用
  - ・被害者・加害者の特定よりも、まず、いじめの実態を把握することが大切。
- ④毎年の学級編制の活用
  - ・いじめを許さない、いじめを発生させない環境づくり。また、新しい環境に慣れさせて、居場所をつくらせるはたらきかけを行う。特に最初の1ヶ月の躰が勝負である。
- ⑤保護者や関係者が来校しやすい環境づくり。

## 2. 第1段階・未然防止

### ①人間関係を重視した集団づくり、集団活動

・「いじめを許さない集団づくり」学級学年の集団形成の中で、他者を尊重し、正義が通る集団づくりにつとめる。

### ②「わかる・できる・楽しい授業」の充実

・本校でも「授業中うるさい」という不満を述べたアンケート結果がある。学習に対する困り感が強くなることで学習意欲の増加が見込める一方、手立てを講じない場合は自己肯定が薄くなる。

・教師の本分は、授業である。まず、魅力的な授業を成立させ、生徒の目を学びあいの場に向けさせることが必要である。

### ③生徒指導の中で

・朝の読書活動による、1日の落ち着いた始まり。時間を守り早めに行動する生活習慣を定着させるような生徒指導により、落ち着いた生活をおくらせる。

・悪ふざけの延長にいじめが発生する場合がある。粗雑な生活をさせない生徒指導が求められる。また、破損をすぐに対応するなどの環境整備についても同様である。

### ④生徒会活動の中で

・あいさつ運動などの啓発活動や、委員会活動を通した達成感や仲間意識の醸成。

### ⑤行事や体験活動を通した取組

・個々において日常生活が前向きに送ることができるような環境づくりをし、行事や職場体験などに積極的に参加し、達成感を味わうことができるようにする。

・旅行的行事・職場体験・学校祭

### ⑥地域や保護者とともに

・地域に見守られ、お世話になっているのだという感謝の身持ちをもって行動する。奉仕活動、PTA事業への協力、保護者との信頼関係を築き、どこかで誰かに見守られていることを意識させる。

### ⑦小中一貫

・小学校からの指導内容や個人の事情などを交流・理解し、スムーズに中学校生活にとけ込める手だてを考える。小学校からいじめがある場合には、その連鎖を断ち切る指導が必要。

・学級編成の配慮、基本的生活習慣の確立、授業や部活動の充実。

### ⑧自己肯定感の醸成

・自分のよいところを認める、周りから認められる、自分が誰かの役にたっている、自分の居場所がある、など 学校および家庭での自己肯定感の醸成が何より大切である。

・これが崩れた時に精神的に苦しくなり、最悪の場合、自死まで考えるケースが増加する。

・教師と保護者が連携して見守り、適切な声かけをしていく。

### ⑨ネットいじめの防止

・最近多いのはインターネットにかかわるいじめである。道徳や情報教育の授業を活用し、ネットモラルに関する指導を徹底する。また、保護者に対しても、学年PTAや講演会などの機会を通して、注意喚起していく必要がある。

### ⑩いのちを大切にする指導

・自死は絶対にあってはならない。他人を思いやり、目標をもって生活するよう指導していく。

### ⑪教師が日常的に配慮すべきこと

・授業や生徒指導、日常の活動などで、教師の暴力・暴言は厳に慎まなければならない。

特に自己肯定感を減退させるような内容や、存在を否定したり追い詰めるような内容について 慎み、特段の配慮が必要である。

いじめについては、未然防止が最重要である。いじめができない、起こさない環境づくりに力をかけるべきである。いじめはどの生徒にも起こりうるという意識で臨み、いじめのエネルギーを別の有意義な活動に向かわせることが大切である。

### 3. 第2段階・早期発見

#### ①生徒の観察と理解

・日頃より生徒観察を観察し、情報を収集する。会話や目撃だけでなく、ノートや教科書・プリントなどの持ち物の中にも情報は隠されている。サインを見逃さない複数の目が必要である。

#### ②スクールカウンセラー・相談支援パートナーとの連携

・ある特定の先生や他の人物にしか見せない表情があったりする。それを見逃さず、職員室や廊下での、教職員同士、または生徒からの情報は貴重。また、それをひとりで抱え込まず、チームで見守る姿勢が大切。

#### ③アンケートの活用

・アンケートの中にも、そのサインは隠れている。どんなに小さなことでも、可能性がある限りそれを確認する必要がある。

毎月実施：（校内）生活状況アンケート

市教委版（前年度11月実施）、学力・学習状況調査質問紙（4月～6月）

単なる「けんか」、「ちょっとしたいやがらせ」と誤認することで被害は拡大する。問題が小さいうちに摘み取っていくことが大切である。いじめにつながる可能性がある事実を少しでも発見した場合は必ず確認し、学年・全体にもその報告を怠らないこと。

### 4. 第3段階・早期対応

#### ①迅速性

「その場で対応、すぐ報告」の姿勢を崩さずに。

#### ②客観的な記録

記録は憶測を交えずに客観的に。時系列、誰が・何をどのようにしたか、また、指導の経緯もわかるように整理しておく。

#### ③初期対応、事実確認

周囲・本人からの聞き取りなどから、いじめの詳細を把握し、生徒指導長・学年主任・管理職にただちに報告し、対応策を検討する。具体的ないじめの実態があきらかになった場合は、朝打ち合わせや臨時職員会議等で全教職員で情報を共有するとともに、各教職員の役割を確認する。

#### ④生徒への指導（いずれも複数体制で臨む）

##### ・被害生徒への支援

全力で守り抜く姿勢でのぞむ。障害を排除し、安心して学校生活を送ることができるような措置を講じる。要望や相談に迅速に対応し、場合によってはカウンセラーや外部機関の協力のもと、心のケアにあたる。

→本人、保護者が何を望んでいるのかを確認する。また、自尊感情を高めること。

プライバシー（個人情報）への配慮など

##### ・加害生徒への指導

事実を確認し、反省を促す。対症療法ではなく、いじめの背景を調べ、再発防止につとめる。また、保護者にも指導方針と指導内容を理解していただく。あくまでも被害生徒を守ることを最優先に指導する。二度といじめに向かわせないよう、目標をもった充実した学校生活になるよう見守っていく。

→どんなことがあっても、いじめは人間として許されないのだという姿勢

加害した話を故意に広めないような指導。（いじめを自慢する、ブログや各種サイトへのいじめ動画や画像の投稿などの2次被害を防ぐ）

##### ・他生徒への対応

傍観・黙認・はやしたてる・その場にいること自体がいじめを助長するということを理解させ、「どんな理由があってもいじめは許されない」ということを理解させ、再発させない環境づくりをする。

- ・本人、保護者等への対応は文書より電話、それよりも実際に会うことが重要。家庭訪問などでフットワークよく迅速に対応する。
- ・複数の教職員で対応すると同時に、指導の段階がわかる連絡・情報共有をはかる。
- ・迅速かつ丁寧に対応する。「その場で対応、すぐ報告」の姿勢を崩さず、その日のうちに報告する。

## 5. 指導の継続と検証

ひとたび事が収まったからといって問題が解決するわけではない、継続的な指導と保護者や関係者への経過報告なども適宜必要である。また、指導の過程などを再度振り返り、次の事例に備える検証作業も必要である。（P D C Aサイクルの活用）

また、加害原因とその背景についてしっかり把握し、次の未然防止への一助とすることも必要である。

## 6. 重大事案が発生したとき

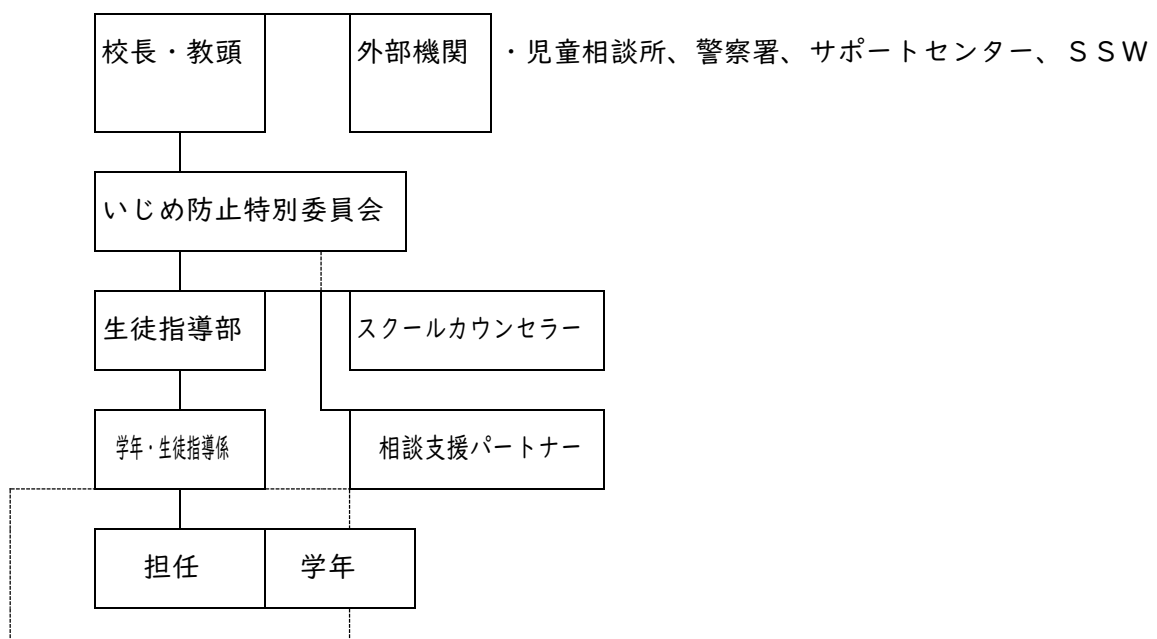
いじめにより、生徒の生命や心身または財産に重大な被害が生じたり、相当期間の欠席を余儀なくされている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を市教委に報告し、連携して対処する必要がある。場合によっては警察署などの外部機関と連携する必要もあり得る。また、保護者や生徒本人からいじめに関する申し立てがあった場合はすみやかに対応し、誠意をもって事実関係を確認すること。被害者本人・保護者によりそい、傾聴する姿勢が大切である。

重大事案の例：自殺企図、心身への重大な障害、金品や財産への被害、恐喝や暴行、精神疾患等

担任をはじめ教職員がひとりで抱え込まないこと。ひとりで対応していると、それがうまくいけなくて破綻した場合に誰もフォローできなくなる。情報を共有することは、教職員の心の健康にもつながる。また、各種対応において「言った、言わない」の水掛け論になったり、生徒指導やその聞き取り中にその場を離れなければならない場合などを想定し、複数で対応すること。誠意をもって、迅速かつ適切に対応する。

## IV. 組織的対応

- ・日頃から、いじめ防止特別委員会を中心に、未然防止にあたる。
- ・何か対応すべき事案が発生した時、通常の組織を活用し、連携につとめて迅速に対応する。
- ・いじめが認められた場合についても、いじめ防止特別委員会を中心にチームで対応にあたる。
- ・決してひとりで抱えてはいけぬ。



【共通理解を深めるために】

- ・ 新聞記事等を活用した事例学習
- ・ 定期的な研修会
- ・ 学校評価等への反映

いじめが起きてしまったら・・・組織的ないじめ対応の流れ

いじめ情報の把握

- ・ 全職員で関わる
- ・ 変化を過小評価せず、主任・管理職へ報告、教職員で共有
- ・ アンケート、教育相談の計画的な推進

正確な事実確認

- ・ いじめ行為はその場で指導 ・ 相談を受けたら、真摯な傾聴
- ・ 関係者から個別に聞き取り ・ 記録化
- ・ 主任から管理職へ報告

チームづくり

- ・ 対策委員会の招集、指導支援方針の決定、役割分担
- ・ 全職員でいじめの事実の共通理解
- ・ 教育委員会、関係機関との連携

保護者との連携

- ・ 保護者と会って、事実関係をその日のうちに伝える。
- ・ いじめの背景を共有し再発防止への協力を要請する

生徒への指導支援

- ・ 被害生徒に寄り添い、心のケアに努める。安全確保、休み時間の見守り
- ・ 加害生徒のいじめに対する理解を深め、いじめに向かわせない力を育む。

再発防止

- ・ 指導、支援体制に修正を加える。
- ・ 被害の生徒と保護者の了承を得て、再発防止のための学級・学年指導を行う。
- ・ 同様のいじめが発生しないように認め合う人間関係づくりをすすめる。

幌東中学校 いじめ防止のための取組

